平成２９年（フ）第１９３号
和歌山市福島699番地　湊幸荘301
債務者　山下　　浩
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９４号
和歌山県紀の川市打田19番地４　アリスⅡ117号室
債務者　山内　理加
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
福岡県大牟田市大字岬1969番地　黒崎県営住宅４棟36号
債務者　與田　美穂
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１３１号
茨城県つくば市鷹野原21番地62
債務者　嶋田　博紀
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２６４０号
大阪市西淀川区大和田４丁目７番10号　アムール吉富501号室
債務者　植崎　弘美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８５１号
大阪府豊中市北条町２丁目13番15―303号
債務者　小川　悦男
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６８号
大阪市西成区南津守７丁目４番12―902号
債務者　山本　千鶴
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８７号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ34―308号
債務者　杉田　由美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１３６号
大阪市大正区泉尾１丁目14番20号　三泉ハイツ　201号
債務者　井良々　誠
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５１号
大阪市中央区瓦屋町２丁目12番15―1015号
債務者　山口絵梨香
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１８０号
大阪市城東区新喜多東２丁目６番13―904号、前住所大阪市城東区今福南２丁目２番４号
債務者　中村　幸雄
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２９３号
大阪市東淀川区西淡路４丁目24番16号
債務者　おぎの運送こと　荻野　昌英
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３１２号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番43―202号
債務者　大谷　　徹
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３８５号
大阪市旭区生江２丁目９番８号
債務者　山本　芳美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４０９号
大阪府豊中市旭丘７番１―410号
債務者　島村　隆義
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７９号
大阪市平野区喜連１丁目１番34号
債務者　西村　杏奈（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４８０号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番７―707号、前住所埼玉県狭山市大字南入曽357番地の２
債務者　本郷　房子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８号
福岡県大牟田市宝坂町２丁目47番地４
債務者　小川　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部